平成２５年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第２号）

１．開　会　年　月　日　　平成２５年９月１３日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２５年９月１７日（火）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１７名）

議長	中　村　　勤　君	副議長	慶　徳　宏　昭　君
１番	小　菅　巻　子　君	２番	中　井　元　信　君
３番	繁　政　秀　子　君	４番	益　田　芳　子　君
５番	山　口　晃　司　君	６番	上　原　　貢　君
７番	海　渡　弘　信　君	８番	西　　友　幸　君
１１番	山　西　忠　次　君	１２番	木　田　圭　司　君
１３番	力　山　　彰　君	１４番	岩　竹　博　明　君
１６番	中　村　武　弘　君	１７番	梶　川　三樹夫　君
１８番	林　　淳　君		

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（１名）

１５番　加　島　久　行　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１．会議録署名議員の指名

２．一般質問

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町　長	和多利　義　之　君
副　町　長	佐　藤　信　治　君
教　育　長	高　杉　良　知　君
企　画　財　政　部　長	高　石　寛　智　君

総務部長	寺尾光司君
福祉保健部長	末釜由紀夫君
生活環境部長	木谷賢二君
建設部長	森島正二君
向洋駅周辺区画整理事務所長	土手澄治君
消防長	中村克司君
教育部長	林　健三君
総務部次長	谷崎文男君
生活環境部次長	梶川幸正君
消防次長	中川和幸君
教育次長	金藤賢二君
予防課長	佐々木和也君
総務課長（教委）	森本雅生君
社会教育課長	中野真司君

～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、１３番　力山議員、１４番　岩竹議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～

○議長（中村　勤君）　続いて、７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君）　今、梶川議員が言われたのとは、私との質問がかなりダブっとるところがありますので、一応、福知山のほうの花火大会の事故ということであれですけど、府中町においてもこれからかっぽ祭りやつばき祭りといった大きな催しが計画されています。こうした痛ましい事故を事前に防ぐためにも、消防点検指導等の強化を図る必要が思いますが、対応をお伺いします。

また、町民が安心して安全に楽しんだり、生活するためには、地域ボランティアの力だけでなく、前回の議会でも提案をした防犯カメラの設置も考えなければと思われますが、検討経過をあわせてお伺いいたします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

消防長。

○消防長（中村克司君）　おはようございます。消防長です。１７番梶川議員の露店への防火安全対策、また７番海渡議員からのお祭り等における消防点検指導への対応についてお答えをさせていただきます。

梶川議員、海渡議員御指摘のとおり、本年８月１５日に京都府福知山市の花火大会会場において露店の屋台が炎上し、多数の死傷者を出すという痛ましい火災が発生いたしました。

現在の消防関係法令では、露店、屋台等を対象とした火災予防上の規定がなく、また府中町火災予防条例の規定で届け出が必要となる４０リットル以上のガソリンを取り扱う旨の届け出が出されたことがございませんので、これまで特に指導を行っておりませんでした。

しかし、このたびの福知山での火災を受けて、８月１９日付で総務省消防庁から、多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底についてという通知が発せられ、同様な火災が発生しないよう消防による指導が求められました。

当町では、今後開催が予定されているかっぽ祭りやつばき祭り、また埃宮神社、鹿籠神社の秋祭り等が不特定多数の人々が参加する行事と捉え、その火災予防指導について着手いたしたところでございます。

指導内容としては、お祭りの実行委員会等の事前会議に出席させていただき、露店、屋台やバザー等の出店者に対して、調理器具やプロパンガス、発電機用燃料として使用されるガソリン等、危険物の安全な維持管理を徹底するよう口頭指導するとともに、

安全点検項目がイラストでわかりやすく示してある火災予防チラシを個別に配布する予定でございます。また、実際にお祭りが開催されるときには、直接現場に赴き、消防職員が事前に巡回し火災予防措置を徹底するよう指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、海渡議員の後段にあります防犯カメラの設置に関する件につきましては、生活環境部長から答弁をさせていただきますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（木谷賢二君）　おはようございます。生活環境部長です。

引き続き、７番海渡議員の一般質問、前回の議会でも提案した防犯カメラの設置を考えなければならないと思われるが、検討経過をという御質問でございます。

この住民の安全対策に係る防犯カメラの設置については、３月の定例会あるいは６月の定例会で、３月は、学校通学路の周辺に防犯カメラの設置を、６月定例会では、町民の安全対策の一環として防犯カメラの活用について検討時期ではないかという御質問をいただいております。町といたしましては、防犯カメラの設置については、財源確保を最優先課題として検討しておりますが、設置に向けた予算確保はまだできていない状況にございます。

しかしながら、議員御指摘の地域のボランティア等の力だけでなく、犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置については、町としては十分に認識しております。財源確保をしつつ、限られた予算の中で、抑止効果に重点を置いた措置を前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　消防関連法令では、こういう露店、屋台を対象とした火災予防上の規定はないということでございましたので、今までは指導がなかったということです。しかしながら、このような事故がありましたので、ぜひ今言われたように、しっかりと現状を把握していただきたい。そして、どのような火気が使われてるかというところもはっきりわかっていないということですので、そういうところをまず現状をしっかりと把握をしていただきたいというふうに思います。

あと、今言われた大きなかっぽ祭りやつばき祭りや鹿籠神社、埃宮神社の祭り以外

にも町内会でもいろんな小さな祭りもありますので、そういうところにも注意喚起、安全指導を徹底して行う必要があるんじゃないかなというふうに思います。そのところはとうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　７番海渡議員、２回目の質問。

○７番（海渡弘信君）　さっき消防長のほうも言われたんですけど、今まで府中町も大体どこの町とか県でも国でもですけど、事故があってからでないと動きません。そやけど、今まで府中町で事故がなかったのは幸いと思います。だから、今からはやっぱり安全なまちづくりということで、率先してそういう祭りとかいろんな行事があるときには、消防のほうも地域と一緒になっていただいて指導をしてほしいと思います。そうしていかんと、やっぱり事故が起きる前でないと、起きてからでは遅いんで、やっぱりそういうことだけは徹底して今後はいってもらいたいと思います。

　それから、防犯カメラの件ですけど、いろいろと環境部長のほうも考えていただいとるということで、前向きに御検討してあるということで、あとは予算のほうがどうのこうのと言われたんですが、町長のほうにそれはまたお願いをして、今の府中町の安全なまちづくりということで、御協力をいただいたらと思いますので、ありがとうございます。

○議長（中村　勤君）　７番海渡議員、要望でよろしいですか。

○７番（海渡弘信君）　はい。

○議長（中村　勤君）　１７番梶川議員に対しての答弁。

　予防課長。

○予防課長（佐々木和也君）　御質問いただきました露店商等に関する火災予防対策でございますが、先ほど答弁にもございましたように、これから開催されるお祭り、かっぽ祭り、つばき祭り、埃宮祭り、鹿籠神社祭り等、事前の会議等に出席をさせていただいて、口頭で指導し、チラシも一部配らせていただいております。祭り当日には消防職員が制服腕章をつけて巡視をし、特にガソリンのタンクの維持管理状況、ＬＰガスボンベの使用状況、管理状況、こういったところを中心に火災予防の指導をしてまいるつもりでございます。

　また、小さい地区のお祭りはどうかということがございましたが、消防本部といたしましては、先ほど申しました大きな４つのお祭りについては、開催情報を入手しておりますが、それ以外の各地区で行われる小さい祭りにつきましては、情報をつかん

でおりませんので、火気等を使用するような露店、屋台、バザー等が出店される場合は、消防のほうに一報いただければ、先ほどと同じような火災予防指導をさせていただくというつもりでおります。

特に、この福知山の火災というのは、いわゆるガソリンの取り扱い、これが適切でなかったということで発生をしておるように聞いております。特に重点的に携行缶に詰めたガソリンの管理について徹底するよう指導してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　１７番梶川議員、３回目の質問。

１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　今言われましたように、まず現状を把握してほしい、指導とともに。町内会の細かいところまではわからないということですが、何らかの手段でそういうものをやっぱり把握しておく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますので、生活環境部と連携か何か組んで、それか各町会に通達するか何かしていただきたいと、具体的に行動を起こしていただきたいというふうに思います。それは要望で、以上で質問を終わります。

○議長（中村　勤君）　７番の方は要望されましたので、それでよろしいですね。

○７番（海渡弘信君）　はい、いいです。

○議長（中村　勤君）　それでは、以上で第３項、露店への防火安全対策はについて、１７番梶川議員、７番海渡議員の質問を終わります。

総務文教関係、第１項、子供のネット依存症対策について、１４番岩竹議員の質問を行います。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君）　皆さん、おはようございます。子供のネット依存症対策についてを質問します。

今日、社会においては、携帯電話やパソコンの普及に伴い、継続利用が４年以上の生徒は、４年未満の生徒に比べてネット依存になる危険性が高いという研究報告がなされています。

中でも、子供がオンラインゲームやソーシャルネットワークにはまり込み、ネット依存に陥ると生活習慣が乱れ、体調不良や睡眠障害を起こしやすいという結果も出されています。そうした要因から、生活リズムが狂い、親子関係や人間関係に重大な影

響を与え、孤立化し、困ったときの相談相手もなかなか見出せない状況に陥り、家庭内暴力など、不幸な事件や事故を起こす現象もあらわれてきています。特に、４年を超えると、依存症の割合が高くなっていく傾向にあると指摘する学者もおり、学校においてもネットの正しい使い方や人とのコミュニケーション能力の大切さを指導すべきと思われますが、教育委員会の取り組みを伺います。

○議長（中村　勤君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（林　健三君）　おはようございます。教育部長です。１４番岩竹議員さんからの子供のネット依存対策について、答弁させていただきます。

内閣府が平成２４年１１月に小学生高学年から高校生までを対象に実施した調査によりますと、自分の携帯電話を所有している小学生は２４．１％、中学生においては４６．２％であります。このうち、携帯電話でインターネットを利用している小学生は４０．８％、中学生では７５．３％という調査結果になっております。また、２時間以上インターネットを使っている小学生は２．７％、中学生では２７．１％となっており、平均時間におきましても、小学生は２３．３分、中学生が７６．４分となっております。勉強に集中できない、あるいは睡眠不足になったりすることがあるという小学生が２．９％、中学生においては７．４％であるという回答がありました。

このように、インターネットの過度な利用は心身の健康への影響も考えられますことから好ましくないものと考えております。学校におきますコンピューターの利用については、小学校では、主に総合的な学習の時間や特別活動、中学校では主に技術家庭科の技術分野や総合的な学習の時間で学習しております。

また、インターネットの正しい使い方としましては、学校では発達段階に応じて指導がなされております。小学校では、特定の時間に行うのではなく、折に触れての指導が中心となっております。

具体的に申しますと、インターネットによる調べ学習の際に、むやみにクリックをしないといったことも指導しています。高学年になりますと、学級指導の中でメールを使った事件など、ニュースを通じて指導する場合もございます。

中学校におきましては、技術家庭科の技術分野において情報に関する技術として情報通信ネットワークと情報モラルについて指導するよう、学習指導要領においても記載をされております。また、中学校では警察機関との連携による犯罪防止教室の一つ

として、サイバー犯罪防止教室を行っております。携帯やパソコンによる犯罪被害の例から適切な使い方を指導しています。

さらに、家庭との連携も欠かすことはできないと思っております。家庭におけるルールづくりが大切であります。このルールづくりのため、小・中学校の入学前の保護者説明会におきまして、携帯電話の利用のルールとマナーについて、生活安全課の青少年育成官を招聘いたしまして、保護者への啓発活動を行っているところでございます。また、学校だよりなどを通じまして、家庭との連携も取り組んでいるところでございます。こういった保護者への啓発を推進することにより、家庭での話し合いの喚起につながるものと思っております。

教育委員会では、インターネットを使いましてメールとか、今はやりのラインなどで、犯罪行為に至る負の使い方などの例が実際にありましたら、そのような例を用いまして、その都度指導するよう、校長会を通じて指導を行ってまいります。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君）　答弁ありがとうございました。いろいろ手を打っていただいてるようですが、私は本当に心配しているのは、近年の携帯電話やパソコンによるインターネット活用、さらにはスマートフォンの普及の拡大、現在依存症には陥ってなくても、予備軍が多数存在していると思っています。早いうちにまずは教育現場における調査を進め、ＮＰＯ法人子供とメディアが国に提言しているように、ネット依存対策、メディア中毒対策を早急に進めるべきであると強く感じております。

ただ、国の動向を踏まえて検討を進めるのではなくて、府中町教育委員会として現在指導されてる内容をさらに充実して対応していただきたいと思っています。その中で国の指針でも示されれば、そこで補強していけばいいのではないかと思います。国の方針が出るのを待ってというような対応は避けていただきたいと思います。前向きにどんどんと取り組んでいただきたい。教育員会としての意気込みを再度お聞きしたいと思います。

○議長（中村　勤君）　教育部長。

○教育部長（林　健三君）　再質問として、ネット依存に対する教育委員会としての取り組みの意気込みをお聞きしたいという御質問でございますけども、先ほどの答弁の

中で、携帯電話の所有率や、インターネットの利用実態を申し上げましたけども、府中町ではどうかといいますと、各学校等で一斉調査を行ったことはございませんけども、毎年、全国学力状況調査というのが実施されております。その中で生活習慣に関する調査項目としまして、インターネットの利用時間やメールの利用状況に関する項目がございます。その項目の値でいいますと、全国平均に比べまして、府中町では全国、広島県の平均値より低い値になっております。ネット時間、メール時間の状況も毎年経年的にこのように調査は実施されるわけですけども、５年前の平成２０年度の調査時の数字でいきますと、やはり先ほどのインターネットの利用時間であるとか、そういったメールの利用状況については、やはり数ポイント近く上がってきている状況ではございます。

こういったスマートフォンとかフューチャーフォンとかいう非常に情報化推進に伴うそういった機器が普及しております。そういった中で、ますます青少年にとってもインターネットが身近な存在となりまして、その反面、やっぱり安全・安心して活用するためのインターネットリテラシーという、そういったものの向上が急務と考えております。このインターネットリテラシーというのがインターネット上の違法コンテンツ、それと有害コンテンツに適切に対応できる能力、それとインターネット上で適切にコミュニケーションができる能力、それとプライバシー保護や適切なセキュリティー対策ができるといったいろんな形態を持つ中でいろんなリスクがございますので、そういうリスク対応能力の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

利便性とともに有害サイトというようなことで、すぐにワンクリックで膨大な請求をされるとか、そのような高いリスクがあるというのは認識、それと先ほどのラインと申しましたけども、そういった身近なコミュニケーションツールというものも常に加害者になり得る立場にあるんだというふうなことの認識も行うことが必要だと思います。

そういった意味で、教職員がやはりネット依存の実態や心身への影響等についても理解を深めまして、指導力を高めて、指導に限らず、あらゆる機会において児童・生徒への指導を徹底するよう、教育委員会としましても学校のほうに対して指導していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君）　このネット依存症は、子供の心身のバランスを崩して、いろんな事件を引き起こしてる事例がたくさんあるわけです。もちろん家庭や保護者に教育が必要ではないかと思います。そういうインターネット、あるいはそういう性能なんかを親御さんにも教育、指導する必要があるのではないかと思います。一歩間違えば、児童・生徒の引きこもりや不登校、あるいはいじめ問題など、今教育界が抱えている大きな問題、課題に発展していっております。憂慮されております。しっかりした対応、対策をこれからも講じていただきたいということを強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　以上で、第１項、子供のネット依存症対策について、１４番岩竹議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第２項、中学校吹奏楽部の楽器購入について、６番上原議員の質問を行います。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　おはようございます。先日、私の住むマンション、御父兄の方がおられるわけですが、その御父兄の方から、中学校の吹奏楽部の楽器はひどいんよと、うちの子はセロテープを張って使っとるんよというような話を伺いまして、私も中学校のころ吹奏楽部でトロンボーンをやってました。そういう関係がございまして、少し昔と比べて現在どうなってるのかということで、緑中に出かけて調査をいたしました。府中中にも校長先生とお話をして、内容をいろいろ検討して、今日一般質問しようということできょう上がっております。非常に皆さんびっくりする内容だと思うんですけど、これ現状ですので、しっかりみんなで聞いていただいて、いい答えをいただきたいと思っております。それでは始めます。

中学校吹奏楽部の楽器購入について、全国多くの中学校では部活として吹奏楽部があり、入学式、卒業式では校歌とか、国歌などを演奏したり、運動会での行進曲や吹奏楽コンクール等で非常にたくさん活躍しておられます。このように、学校行事に欠かせない吹奏楽部ではありますが、楽器の多くは個人所有で支えられており、学校備品としての楽器は古くてほとんど使い物にならないと聞きます。

お手元の資料を見ていただきたいと思います、学校の。府中中学校と緑ケ丘中学校の吹奏楽部の所有帰属と楽器の使用状況があると思いますけど、今、平成２５年ですよね。資料を見ると、平成５年が一番新しいですね。もう昭和から買ってないやつも

あります。というふうにほとんど最近買ってないんです、１０年以上、新しい楽器を買ってない。買ってないのに、府中中学校でいろんな賞を取ってますよね。これはどういうことかということですよ。

私が緑中学校に出かけていって、緑ケ丘中学校の現状をちょっと紹介いたしますと、こんなんです。フルート６名のうち４名は生徒個人の購入でございまして、フルートというのは結構高いんですよ、安いんで１２万円ですよ。私の先生が４００万円の楽器を持ってます。金です。私は純銀ですので、６３万円ですが、結構高いんですよ、あの楽器というのは。でも、安いのはとことん安いのがありまして、中古楽器というのは本当に数万円からあるわけですから、そろえようと思うと幾らでもそろえられる楽器だと私は思っております。

フルート６名のうちの４名は個人所有で、残りの２名は、あと２本は担当の音楽の先生、音楽の教諭の個人の所有物なんですよ。個人所有物の２本を生徒に使わせてるわけです。だから、この音楽の先生が転勤されると、転校されると、この２本の楽器はなくなるんですよ。先生もそうおっしゃってました。これ、私、返してもらわんといかんなというふうにおっしゃっておられました。

さらに、これは一つの例ですから、全くそこら中ひどいんですよ、これ。さらに、トランペット６名のうち５名は生徒の個人購入でございます。１名は学校備品というても２４年前ですよ、買ったのは。こういうものを使ってるんです。当然チューナーはうまくいってませんよね。音の調整はうまくいきません。ピストンも動かないとか、たくさんあります。学校備品のチューバは、チューバってでかいんですよ、上にあるやつですね、ぐるぐる巻き、蛇が巻いたような感じ。このチューバは穴があいて、管楽器に穴が開いてるんですよ。そこに生徒はセロテープを張って使ってるんですよ、今。音は変な音ですよ、やっぱり、いい音が出ない。セロテープを使って張ってるという現状があります。

また、これ同じもんじゃないですよ。もう一つのチューバは、接続部分、チューバ、楽器は全部はハンダづけでつくってあるんです、つないであるんです。このはんだ部分が外れとるんですよ、これ。外れてはげよるんです。だからそれ吹きながら押さえてます、はんだ部分を抑えて吹くんですよ。だから、楽器の音楽の音程の部分については、その手を使わないかんから、そのときは音おかしいわね、絶対に。だから、変な音が出るという、演奏中に、といった、まあいわゆる不良品でございます。上げれ

ば切りがない、たくさんあるんですけど、私は資料を持ってますけど、本当すごいですよ、すごい状況なんですが。

私が言いたいのはこういうことですね、吹奏学部の部員は将来音楽家になろうという人ばかりじゃないんですよ。将来音楽家になろうという人は持ってます、そら、何十万、何百万も買いますよ。そういう人ばかりではありません。やってみようと、この機会に楽器をやってみようという挑戦する生徒もおるわけでございまして、学校ですから、教育の現場ですから、こういう生徒に学校備品である楽器が必要じゃないかというふうに思うわけでございます。

さらに、先ほど申しましたように、学校行事で吹奏学部を使うんですよ。校歌の演奏に使ってるじゃないですか。国旗の演奏で吹奏学部がやるじゃないですか。行進曲をやるじゃないですか。学校行事に楽器を使ってるんですよ、これは。学校行事に必要な楽器なんですよ。これを個人に負担しているのはいかがなものだと思うわけです。この点、教育長よろしく御回答お願いします。

音楽家になりたいという人は個人で買いますよ、高いの買いますが、しかし、学校としても年に１つぐらいは買ってもいいんじゃないですか。町長、そう思いますよ。なしはゼロはないですよ、行事に使ってるんだから。だから、年に１つでもいいから楽器はそろえていただきたい、生徒のために。本当に真面目に皆さん考えていただきたいと思います。

また、楽器には、古いといっても楽器をそのままで使えるわけじゃないんですよ。常にチューナーという修理が要る、手入れが要るんですよ。本当に私もフルートをやってますけど、手入れ大変です。タンポンの入れかえとか、水分をとるとか。楽器というのは精密機械なんですよ。ちょっとしたことで狂うんですね。そういう現状ですので、何十年前といっても町の備品は町の備品ですよ。町の備品の修繕費は学校が持つべきだと私は思うわけでございますが、その点も御回答願いたいと思います。この学校が持ってる備品を個人が修理するのはどうなんですかね、こういう状況について、非常にひどい劣悪な環境でございますので、御回答のほうよろしくお願いしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（林　健三君）　６番上原議員からの中学校吹奏楽部の楽器購入について、

御答弁をさせていただきます。

楽器の編成といたしましては、木管楽器、金管楽器、打楽器となっておりますので、吹奏楽部におきましても必要とする種類はその３種類と考えられます。各学校におきます吹奏楽用の楽器の現状については、資料要求のございました一般質問ナンバー２参考資料のとおりとなっております。

府中中学校では、学校用備品として２１台、使用実情としては８台、個人所有が５１台で計５９台でございます。府中緑ケ丘中学校におきましては、学校用備品として５２台、使用実情が４４台、個人所有が１４台で計５８台となっております。

楽器の購入に限らず、教科用備品購入には限りある予算を有効に使うということで、学校が必要に応じまして優先順位をつけて要望してる状況でございます。楽器につきましての平成１２年度以降の予算購入実績はございません。

中学校にはスポーツ、文化、芸術分野の多くの部活動がありますけども、部活動で使用する用具であるとかウエアだとかいうようなことにつきましては、個人使用が多いため、個人で購入され、個人所有となっております。教育委員会としましては、そういった部活動の支援策としまして、選手派遣等補助金、それとクラブ活動充実費補助金を支給いたしております。

この選手派遣等補助金は、学校の管理下において行われる部活動等の一環として大会等に出場し、または参加する児童・生徒及びその保護者の費用の負担を軽減することを目的として、大会等の参加に要する交通費であるとか宿泊費、参加料等を補助しているものでございます。

もう一つのクラブ活動充実費補助金でございますが、これは部全体で必要な消耗品を購入する場合、個人で使うラケットであるとかシューズというのは含みませんけども、そのような部全体で必要な消耗品を購入する場合には、この補助金を使いまして、生徒及び保護者の負担を軽減することを目的として助成をしております。

第２点目の学校備品の修繕費は学校が負担すべきではないかという御質問でございますが、修繕につきましては、学校備品として管理しているものにつきましては、学校で判断し、修繕が必要、可能なものは学校予算で修繕しているところでございます。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　学校は備品は学校が出してるんですか。チューナーとか、いわゆる手入れですね、タンポンがなくなると消耗品が要りますよね。押さえるところのピストンが動かんようになるとか、トロンボーンのこれが曲がってくるとか、こういう修理費も出してるんですか、そういうのも。いわゆる穴を押したりあけたりする、こういうところに綿みたい、綿じゃないけど、布があるんです。これは適当にかえていかないとべちゃべちゃになって使えないんですよ。こういうことを言いよるわけです。こういうことをちゃんとやっていかないと音は出ないんですよ、実際問題。

特に、学校備品はチューニングの設定そのものが低いんですよ、チューニングの設定も。そのまま使えないんですよ、そのままの状態では。それから、コルクは、タンポンが壊れてる、コルクは薄いとか、キーが、キーって押さえるものですね、このキーも、トランペットなんかね。キーがくっついて、もとへ戻らんとか、こんなんですよ、使えないです、実際問題。これを学校は直してると思えないんですけど。いわゆる状態が悪くて音程が合わないとか、組み立てますから、楽器は、その頭の部分が合わないとか、上の部分がないとか、吹くところがないとか、こんなんですよ、町長、本当に、恥ずかしいんですよ、本当に。ベルトがはがれとるとか、マウスピースとキャップがないとか、クラリネットの、あれがないと吹けないですね。テナーサックスも高い音域の音が調整できない、困難であるとか、学校備品ですよ、これ全部。たくさんありますよ、本当に。マウスピースが抜けないとか、２番管が抜けないとか、ほとんどチューニング管が、クラリネットなんかはチューニング管が抜けなかったら使用不可ですよ、学校備品はほとんど使用できないです、実際問題。使用してないです。

こういう状況で大会に出るんですよ。大会に。町長、本当に。府中中学校は非常にいい成績ですね。マーチングコンテストでは金賞をとりました。第５４回全国吹奏楽コンクールでは全国大会ゴールド金賞で全国大会に出ます。こういうすばらしい成績をとるにはどうやってとれるのかと、こういう楽器でとれるとお思いでしょうか、皆さん。こういう楽器でとれないですよ、実際問題。現場の意見を聞いてください。現場は何をやってるか。コンクール出るときは借りとるんですよ。借りる。比治山に借りにいったり、マツダに借りにいったり、安芸府中高校に借りにいったり、借りてこれ大会に出てるんですよ、実情は。本当かわいそうですよ、こういう借り物で吹奏楽に出て、金賞を取ってくる。本当涙ですよね、本当ね、よくやってます、本当に。もう指導の先生に本当頭が下がりますけどね。こういう状況で町としてやはり支援して

あげたいと、お願いします、町長。もう１年に１個でもいいですよ、本当、高いものですから、よくわかってますから。そういう状況で夢を持たせてあげて、個人消費のものでも、確かに個人消費も要りますけど、学校の備品もあるよという状況をよろしくお願いしたいと思います。

それと、こういう借りて、いわゆる楽器を借りて大会に出るとかいう現状についてどのようにお考えであろうかと、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　勤君）　教育委員会。

教育長。

○教育長（高杉良知君）　６番上原議員から大会に借りてまで出ていくということをどう考えてるかという最後の御質問ということであります。

議員から御指摘のとおり、現在府中町の中学校では大会等で大きな成果を上げております。先ほど御紹介があった府中中学校についての成果、それから緑ケ丘中学校においても県大会で銀賞をとると、こういったような成果を上げております。

学校備品についてのそもそもの考え方というものがございます。学校備品については、教育課程の中で使われるものについて学校備品として購入をしていくということを大前提としております。そういう中で、クラブ活動については、先ほど申しました２つの補助金、派遣の補助金とクラブ活動の充実費の補助金と、こういう形のもので対応しているということであります。

クラブ活動は教育課程の中でどういう位置づけにあるかということを申し上げますと、実は、前の学習指導要領からクラブ活動というのが教育課程という中身からちょっと外に出まして、教育課程の延長上にあるものだというような位置づけがなされております。しかしながら、クラブ活動というのは、生徒たちの連帯感であるとか、責任感であるとか、充実感であるとか、自己肯定感であるとか、さまざまなプラスの面があります。各学校でいろいろと工夫を凝らしながら、その中でいろんな取り組みをされ、大きな経過をそれぞれが残しているという状況でありますが、そういう状況が１つありますので、クラブ活動についてはやっぱり大きな支援をこれからもしていく必要があるというふうに思っております。

先ほど具体的にフェルトのところの交換であるとか、そういう消耗品のところがありましたけれども、こういった消耗品については、クラブ活動充実費の補助金の中で十分対応できる中身だというふうに思います。そういうことについて、学校全体の中

で、クラブ活動というのは吹奏楽だけがあるわけではなくて、ほかのクラブ全体の中でいろんな備品であるとか消耗品、さまざま、備品という言い方がどうかわかりませんけども、クラブ活動の中で使われていくものがあると思います。そういう全体のバランスの中で、どこにどういうようにこの補助金を使っていくかということについては、各学校で十分検討され、優先順位をつけた中で予算要求をされてきているというふうに教育員会では思っております。ですから、現在ある楽器については、音楽という教科の中で使われるものについての備品と、例えば実際に子供たちに提示をしていく、実際に音を出してみる、そのためにこういう楽器がどうしても必要だというようなものについては、学校で備品として備えられているのではないかなというふうに感じております。

大会等で借りいるということでありますけども、本当に創意工夫をしながら厳しい中でも最大限の成果を出していってるクラブ活動、本当に生徒たちがよく頑張ってるなということがありますので、全体のクラブ活動についての支援をどうしていくのかというような中で、もう少し検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問。

６番上原議員。

○６番（上原　貢君）　教育長の丁寧な御解答ありがとうございます。全体の中でよりよい状態に持っていきたいという、今後考えて、前向きな御回答と私は捉えるわけで、いいですね、いう感じで捉えておりますが、私の質問に余り答えてないような気がするんですが、いわゆるよその学校から借りてる状況をどのように思うかということで、よく思う人は多分いないと思いますので、そういうことを考えながら前向きに検討したいというふうに回答をいただきたいと私は思っております。

それから、教科の中で使う楽器は充実するんだという話はございましたが、吹奏楽部のやってることは、やっぱり学校行事なんですよね、校歌の演奏も行進曲も。だから、生徒のいわゆる教科の中で、これ入るんじゃないですかね、当然。教育の中ですよ、これ、個人がやってる問題じゃなしに。だから学校の行事に使う楽器ですよ。これを個人の楽器でやってええんですかね。全部とは言わず、あれ学校備品でそろえるべきですよ、少しでも、１個でも２個でもね、高いもんですから。そら全部一遍にそろえて私は言ってるわけじゃないですよ。そういう毎年１つでも２つでもそろえると

いうスタイルがあれば、それじゃあ２年先、３年先にはこういうふうにそろうんじゃないかと夢が描けるんですが、この１０年ぐらい何も買ってないですよ、もう全然。そういう状況で夢があるんですか、ということを問題提起をして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　以上で、第２項、中学校吹奏楽部の楽器購入について、６番上原議員の質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ここで休憩をします。再開は１０時４５分再開といたします。休憩。

（休憩　午前１０時２８分）

（再開　午前１０時４５分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　総務文教関係、第４項、府中町町民活動総合保険（ボランティア総合保険）の早期導入をについて、５番山口議員の質問を行います。

５番山口議員。

○５番（山口晃司君）　おはようございます。府中町町民活動総合保険（ボランティア総合保険）の早期導入をについて質問いたします。

府中町では、たくさんの方々が子供の登下校見守りボランティアをされています。また、ほかにも通学路の点検や読み聞かせなど、たくさんの方々が地域で子供を見守り、安全で安心して子供が育っていく環境を支えてくださっています。これらのボランティア活動をされている方々の保険はどのようになっているのでしょうか。

町からの補助金で保険に加入した団体の活動の一環でボランティア活動をされている方もいると思います。しかし、現在活動されている個人、団体の中には補助金をもらうことなく、事故に巻き込まれたとしても何の補償もあてもなく、ボランティア活動をされている方々がたくさんいます。実際にボランティア活動の輪を広げていきたいけど、保険に入っていないので、声をかけにくいという声や、実際に活動してる団体の中で、保険に入っていないので、万一の事故を考えると活動を続けることは難しいのではないかという声も聞きました。

先日、政務活動費で研修に行った豊明市では、豊明市市民活動総合保険があり、人口６万８，５００人で年間保険料が９５万円弱と聞いています。この程度の費用で全てのボランティア活動中の補償が可能なのであれば、府中町としても早期に導入すべきではないでしょうか。

これからのまちづくりに行政と地域の協働は欠かすことはてきません。そのためには他の自治体で制度化されているボランティア総合保険の制度化が必要と思われるが、教育委員会の考えを伺います。

ここで質問の背景、豊明市民活動総合保険の内容を簡単に説明したいと思います。

「いつもお迎えありがとう、優しいまなざし、いつも」これは行政活動費で研修に行った愛知県豊明市で小学校児童の下校を見守るボランティア中に交通事故に巻き込まれ亡くなられた近藤静雄さんの事件を報じた新聞の見出しです。近藤さんの場合、見守り活動を自主ボランティアのグループに登録しておらず、個人としての活動であったため、事故当初は保険の対象外ということで何ら補償をすることができなかったそうです。しかし、よくよく調査をした結果、近藤さんが老人会に加入していたこと、老人会の規約の中に子供の健全育成が事業としてあったことから、豊明市独自の制度である豊明市市民活動総合保険の適用が認められ、死亡保険金３００万円が支払われました。最低限の葬儀代にしかならない額かもしれませんが、遺族に保険金が支払われ、担当職員だけでなく、一緒に活動した仲間たちの気分も幾分和らいだと聞いています。

豊明市市民活動総合保険とは、市が加入する保険で、対象団体は町内会、子供会、婦人会、老人会、ＰＴＡ、事前登録をすれば、ＮＰＯやボランティアグループなどの事業計画の中にある活動での事故についても広く補償できる保険です。一部スポーツやレクリェーション、懇親目的、政治、宗教、営利目的など、補償対象外もありますが、対象は市主催事業、市が推奨するボランティア活動、地域社会活動、青少年育成活動、公益活動と、活動中の事故であれば、ほぼ死亡、入院、通院、手術が補償される保険になっています。

先ほども申しましたが、豊明市では人口６万８，５００人で年間保険料が９５万円弱と聞いています。この程度の費用で全てのボランティア活動中の補償が可能なのであれば、府中町としても早期に導入すべきではないでしょうか。もう既に死亡事故は起こってます。このことを踏まえた答弁をいただきたい。使わないにこしたことのな

い保険ですが、地域での活動が広がり継続できるよう、またできるときにできる方がボランティア活動に積極的に参加できるよう、広い受け皿のボランティアの支援として、また万一の際には、本人、家族へのためではなく、担当職員や一緒に活動する仲間たちの自責の念を少しでも和らげるためにも、府中町町民活動総合保険を導入すべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（中村　勤君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（林　健三君）　５番山口議員さんからの府中町町民総合活動保険（ボランティア総合保険）の早期導入について、答弁させていただきます。

府中町には、学校教育や社会教育の分野、障害児・者や高齢者などの福祉の分野、環境保全の分野、まちづくりなどの地域分野等で多くのボランティアの方々が活動されております。

府中町社会福祉協議会の中には、府中町ボランティアセンターが設置され、ボランティアを始めたいけども、よくわからないとか、どんなボランティア活動があるのといったボランティアについてのさまざまな相談を受けておりまして、ボランティアをしたい人、してほしい人とをつないでおります。また、団体、個人への情報提供など、ボランティア活動を支援しておられます。

教育分野では、登下校の見守りや読み聞かせボランティア等が活動され、地域で子供の安心・安全、健全育成に取り組んでおられることを感謝を申し上げる次第でございます。

議員御指摘のとおり、児童・生徒の登下校を中心に多くの子供たちの安全につきましては、見守り隊として地域の皆様方の献身的な御協力の上に成り立っており、年間約１８０日、定期的に登下校時に見守り活動を行っておられるわけですから、交通事故等の被害に遭う危険性もあると考えます。当然ながら、交通事故では加害者が補償する責任があるということは言うまでもございません。

教育委員会といたしましても、地域で自主的に行われているこのようなボランティア活動におきまして、どういうかかわり方をしていくか検討していくことが必要であると考えております。

保険の加入につきましては、見守り隊が町内会、老人クラブ、民生児童委員、保護司会、青少年育成町民会議、交通推進隊、ＰＴＡなど、多くの活動組織で構成され、

組織単位によっては独自に保険に加入されてる団体もあるとお聞きしておりますので、そのあたりとの関連も課題として出てまいります。さまざまな分野で多様な形で活動されておられますボランティア活動に対してどのような支援ができるか、町全体で検討していく内容でもあると考えております。

このような観点から、関係部署との連携、また豊明市などの他団体の状況を今後調査研究してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

５番山口議員。

○５番（山口晃司君）　答弁ありがとうございました。教育委員会として教育委員会に携わる多くのボランティアの皆さんに対する姿勢は理解いたしました。私は子供たちに安心して安全な環境をつくることは行政にとっても、地域にとっても大きな責任であると思っています。子供は地域の宝と言われています。そうしたことからも、しっかり行政と地域がお互いの足らない部分を補完しながら、真の協働のまちづくりを進めていく時代を迎えているのではと強く感じているところです。そのためにも、地域ボランティアという地域力が薄れていくことがないよう、最大限の対応をお願いいたします。

ここで再度の質問になりますが、今日の社会では、子供たちの安全ボランティアだけではなく、子供からお年寄りまで、全ての町民が、本当に住んでよかった、住み続けたいというような町を目指すために、町民みずから生活環境や自然環境に対し、多くのボランティアの人たちが活動を続けています。私も多くの自治体に出向き勉強させていただきました。その中でも、府中町の地域の人たちの活動は、ほかの自治体に引けはとらないと強く感じたところでもありました。せっかくのこうした地域の活動をさらに発展させるためにも、他の自治体が取り組んでおられる保険制度など、行政として支援できることは対応していただきたいという思いからの質問でございます。

府中町の地域ボランティアは教育委員会関係だけではありません。特に生活環境部については、多くのボランティア団体が事業連携してまちづくりに取り組んでる部署でもあります。福祉保健部もそうです。ほとんどの部署において地域の人たちと協働してまちづくりが進められています。先ほども教育部長から答弁がありましたが、行政全体でこの保険制度について検討しなければならないと思っています。それぞれの

部がそれぞれの方針を、対応策を打ち出すのでなく、府中町としての考えを打ち出す必要があると思いますが、多くの部にまたがるということで、副町長の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　副町長。

○副町長（佐藤信治君）　教育部長の答弁が町全体の問題として、関係部署と連携しながら検討、研究するということでございますので、議員への答弁と同時に、私ども町長部局へも投げかけたものというふうに理解をして、その上で私の見解ということでございますので、調査研究する方向性というんですか、そういったことについて御答弁申し上げたいと思います。

まず、町の加入している保険についての現状と目的でございますが、基本的には賠償責任保険、それから自動車保険、それと火災保険に加入しております。この保険は、町の所有あるいは使用する施設に瑕疵があって事故が起こった場合、あるいは町が業務を遂行する際に起因する事故、これは公用車、公用自動車の運転も含みますが。そういった事故で町が法津上の賠償責任を負う場合、損害賠償金を支払う必要がありますが、これに対応する保険でございます。保険給付が受けられるということでございます。また、火災保険につきましては、火災等の不慮の災害によって、町の建物、動産に損害が生じた場合、これにも一定の資金が要りますので、対処するために要りますので、それに対する保険給付を受ける保険でございます。こういうことではその概念というのは、町が一時的に多額になり得る財政負担をそれに対応するリスク管理として保険制度に加入をし、対応しておると、活用しておるということでございます。

したがいまして、今議員御提起のボランティア保険というのは、今申し上げました町財政のリスク管理としての保険とは趣旨を異なるものというふうには理解をしてます。なお、町の業務遂行中に職員等に事故があった場合の対応については、これは議員さん、行政委員の委員さん、あるいは非常勤職員を含めまして、地方公務員災害補償法等によって公的な制度によって対応するという仕組みになっております。

他方、今議員御指摘にありましたように、府中町のまちづくりは行政だけで進められるわけではございません。地域住民の参加、参画、あるいは連携、協働の中でまちづくりを進める必要がございます。とりわけ御指摘のように、安全・安心、災害対応、そして地域福祉の分野というのは、今日、自助、共助、公助、こういうふうに言われてますように、今後共助の領域というのはますます広がっていく、広げていかなくて

はならないという状況でございますので、御提起のボランティア保険が共助を促す行政としての支援、あるいは共助の地域社会を醸成する基盤整備の一つであろうかなというふうに受けとめておるところでございます。

もう一度町の加入している保険に戻るわけですが、一部の例外を除きまして、町全体の保険事項に対応する保険としましては、全国町村会が民間損保会社と連携をしてつくってる全国町村会総合賠償補償保険、こういう保険に加入してます。この保険は町全体の事故でありますから、いろんな事案に対する対応できるパッケージの商品です。

具体的にどういう対応が項目としてあるかということをかいつまんで御紹介しますと、今申し上げました狭義の損害賠償責任、これが中心が一つです。それから、予防接種事故に対応する予防接種保険、それから個人情報の漏えいに対応する個人情報漏えい保険、それから公金取り扱い中に事故に対応した公金総合保険という項目がございます。それともう一つ、今回の御質問に関連するんですが、補償保険という部分がありまして、それは町の主催、共催する行事において障害が発生した場合に、被災者に支払う補償費用に対応する保険でございます。ここの部分はパッケージで購入しておる保険ですので、今申し上げたような町の基本的な考え方よりちょっと領域が広がっているという部分でございます。

ボランティア保険と関連しますので、もう少し具体的に申し上げますと、町の主催下、共催下にある行事というのは、学校教育活動、それから町が主催する社会体育活動行事、社会文化活動行事、それから社会福祉活動行事ということがありまして、さらにもう一つあるのが、社会奉仕活動というのがございます。社会奉仕活動というのは、言いかえればボランティア活動です。今そこの部分が御指摘、御提起いただいてるボランティア保険と領域が重なってる部分でございます。その社会奉仕活動の定義というのが、住民個人が町の事前の承認あるい依頼を受けて行う住民のための業務、活動、そして要件としましては、無報酬の活動、労力の提供がある、それと団体または町の管理下で行われるということが要件になっております。

これを踏まえまして、教育部長のほうで答弁して、町全体で調査検討するという部分なんですが、その方向については、まずは町と連携、協働して行われてるボランティア活動の実情とか実態を一度把握したいというふうに思います。把握することによりまして、今申し上げました全国町村会総合賠償補償保険の補償対象になる活動かど

うか、その辺の振り分けを明確にする必要があるのかなというふうに思います。場合によっては、グループ、団体ごとに保険適用が違うかもませんし、同じグループ、団体であってもさまざまな活動してますので、この活動は対象になるかもしれんけども、これはならないということもあろうかと思います。

さらには、既に団体、グループにおいて、補償保険に加入しているケースというのもあると思います。その補償保険の財源も補助によって賄われてる場合もありましょうし、まさに自己資金で加入されてるケースもある。そういったことを踏まえまして、実情、実態を把握した上で、町としてのあり方、これを検討したいというふうに考えておるところでございます。

最後に、もう一つつけ加えときたいと思うんですが、ボランティア活動のリスクというのは、活動の方が負傷した場合だけではないわけです。活動されてるボランティア活動に伴って、第三者に損害を与えるということがございます。活動者が法律的の賠償責任を負うということもあり得るわけでございます。ここの損害賠償責任の部分については、今申し上げました全国町村会総合賠償補償保険では全く対応できませんので、これを対応できませんので、それも含めた上での検討が必要かなというふうに考えておるところでございます。そういった方向でまず実態を把握して、町としての対応方法について検討したいと、研究したいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問。

５番山口議員。

○５番（山口晃司君）　副町長、答弁ありがとうございました。

最後に、先ほども申し上げましたが、住民が本当に住んでよかった、住み続けたいというまちづくりは、行政だけでなく、住民一人一人が思って日々地域で活動している現状を理解していただき、副町長の答弁であったように、早急に、オリンピックの誘致ではないですが、縦割りの対応ではなく、チーム府中町として対応していただくことを強くお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　以上で、第４項、府中町町民活動総合保険（ボランティア総合保険）の早期導入をについて、５番山口議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第５項、救急患者搬送を迅速化するための取り組みをについて、４番益田議員の質問を行います。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　質問に入ります。

最初に、救急医療や救急業務に対して正しい理解や認識を深めるために、昭和５７年から９月９日を救急の日として、前後の９月８日から１４日までが救急医療週間となっています。救急業務は、休日、夜間を問わず急病人が出た場合、迅速に病院に運び、適切な医療を行うものですが、人口の高齢化により、けがや急病がふえ、また交通事故の増加などもあって、救急医療に対する要請は急増の一途をたどっており、これに適切に対応するための行政需要は大変なものがあると考えます。

そこで、救急医療や救急業務の円滑な運営のために、町民の皆様が救急業務や病気に対する知識を深めていただき、救急時に適切、迅速に対応できるよう、今回の質問に入らせていただきます。

救急患者搬送を迅速化するための取り組みを。

現在、救急業務は、国民にとって必要不可欠な行政サービスとして定着し、その役割を担っています。また、救急需要は年々拡大しており、救急出場件数の増加と救急業務の高度化も求められております。そうした救急出場件数の増加に伴う問題点として、現場到着時間の遅延、救急車の不適切な利用、救急業務の高度化や救急救命士の処置拡大などが上げられています。

本町においても、年々救急出場件数や搬送人員が拡大傾向にあり、今後も高齢化が進み、救急行政の増加が予測されています。

また、救急隊員が現場に駆けつけても、患者を受け入れる病院が決まらずに、待機時間が長くなり、救急搬送の重要性が浮き彫りになっています。

１．そこで、救急隊員と病院の医師をタブレット端末で結び、救急搬送に患者の状況や病院側の受け入れ拒否などの情報を確認できるシステムを導入する考えはないのか。

２．また、緊急性を伴わない救急車の適正な利用として、緊急搬送トリアージの取り組みはしないのか。

３．そして、救急搬送をより早くするために、今回総務省の消防庁が、軽自動車の規格基準を改定しましたので、狭い道にも進入できる小型救急自動車の導入の考えはないのか。

以上、３点についてお尋ねいたします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

消防長。

○消防長（中村克司君）　４番益田議員の救急患者搬送を迅速化するための取り組みを、との質問にお答えをさせていただきます。

救急出場の件数は、全国的にも、本町レベルにおきましても、年々増加していることは議員御指摘のとおりでございます。本町における平成１５年度の救急出場件数は１，５０９件でしたが、平成２４年では１，９１４件となっており、４０５件の増加、輸送人員につきましても、平成１５年が１，４１１人で、平成２４年では１，７６６人となっており、３５５人ふえております。出場件数、搬送人員のいずれにおきましても、ここ１０年間で１．２５倍以上の増加となっております。

この出場件数等の増加による問題点として、まず現場到着時間の遅延でございますが、平成１５年が平均で４．３分であったところ、平成２４年では６分かかっており、１．７分の遅延となっております。

次に、救急車の不適切な利用ということでございますが、輸送人員のうち、軽傷者の数を見てみますと、平成１５年が５７８人、平成２４年が７３８人となっており、１６０人増加しております。もちろん軽傷者の全てが救急車の不適切な利用というわけではございませんが、このような結果となっております。

また、患者を受け入れる病院が決まらずに待機時間が長くなっているとの御指摘でございます。現場到着から現場出発までにかかる時間は、１０年前が９．７分だったものが、現在では１８分かかっており、８．３分も長くなっております。

そこで、１番目の質問でございますが、救急隊員と医師をタブレット端末で結び、患者の状況や医療機関の受け入れ可否の情報を確認できるシステムを導入する考えはとのことですが、ここ最近、このようなシステムを導入すところがふえてきているのは事実でございます。ただ、このようなシステムを構築することは、一消防本部が単独で整備することは効率的とは言えません。したがって、先にこのようなシステムを導入しているところは、県単位または医療圏域の単位で整備しているのが実態です。

広島県では救急医療情報ネットワークシステムを整備しており、消防本部で医療機関の受け入れ可否の状況は把握できます。しかし、このシステムは相当古くなっており、現在、県においてシステムの更新作業を行っております。どのようなシステムになるかは現時点では決まっていませんが、今の時代ではタブレット端末の利用を当然

考える、とのことでありましたので、いましばらく動向を見守りたいと考えております。今年度中に整備を予定とのことですので、遠からず結論が出るのではないかと思われます。

第２点目の質問でございますが、適正な救急車の利用を図るため、緊急搬送トリアージの取り組みでございますが、まずトリアージの意味を整理しておきますと、重傷度、緊急度による患者の選別ということでございますが、現状では１１９番受信時に、例えば心肺停止、呼吸停止が疑われるような緊急度の高い通報に対しては、救急隊と消防隊が連携して出場するなどの判断をしております。しかし、緊急性が低いものについては選別は行わず、原則として全て救急隊を出場させております。

その理由といたしましては、当消防本部の組織規模では、救急救命士等、救急医療の知識を有する職員を専門的に通信司令員として配置することができていないことでございます。受信時にトリアージできる体制をつくるためには、消防本部内に通信指令部をつくり、その救急救命士等救急医療の知識を有する職員を２４時間張りつけることから、消防職員の増員が必要となります。そういったことから、現時点では受信時のトリアージではなく、現場でのトリアージを実施していくこととしておりますが、救急救命士の育成等を含め、今後の課題と捉えております。

３点目の御質問でございますが、小型救急自動車の導入でございます。この小型救急自動車は、軽自動車をベースにして救急自動車として整備したもので、姫路市消防局、高知県の南国市消防本部などで既に導入をされております。また、県内では江田島市消防本部が今年度内に整備し、運用開始する予定と聞いておりますが、これらの小型救急自動車は、離島とか道路狭隘地区に対応するもので、定員は４名、救急救命士が特定行為を行うために必要な器具を積載している仕様となっています。

本町内にも道路狭隘地区は存在しており、通常の救急車が進入できない道路はあります。しかしながら、過去において救急車が進入できず、かつ緊急度が高く困ったという事例はございませんでした。このような小型救急自動車を整備するという発想はなかったわけですが、今後において運用している消防本部の動向等も注視し、研究してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　答弁ありがとうございました。ＩＴの機器導入に関しましては、

県がタブレット端末を導入することによって、府中町もその導入ができるという答弁でございました。端末のメリットにつきましては、受け入れを可否できる、そういった表示もできますし、傷病者の状態を適切に医師に早く知らせることができ、また救急隊員の判断能力も向上につながるということで、早期の導入を要望いたします。

次に、２のトリアージに対する対策でございますが、消防長、先ほど現場でのトリアージと言われましたけども、さきの救急医療の日でしたか、広島市、また海田町などでそういった駅前とかで広く皆様にトリアージを説明しながら、救急医療にお願いをして、そういったこともありますので、現場だけでなくって、そういう日ごろからのそういった認識を深めていただくような講習会といいますか、そういったこともあわせてお願いしたいと思います。

ここで、救急の現状と住民意識ということで広島県本部がアンケートをとりましたので、そのことについて少し意識調査の結果を報告させていただきたいと思います。

住民に対する意識調査の結果の中で、男性２８２名、女性３２９名、未記入４人で、計６１５名の方のアンケートでございます。

「あなたは家族の方が救急車を利用したことがありますか」という問いに「ある」が３１７人、「ない」が２９８人でした。「ある」と答えた方に伺います。「救急隊の態度も言葉遣いはどうであったか」ということに対して、「よかった」１５７名、「普通」１５０人、「悪かった」６人、未記入４人でした。

「よかった」という理由に対しては、「迅速に優しく対応してもらった」、「複数の病院に断られたが、不安感を与えることなく対応してもらった」、「優しく励ましてもらって、力強かった」、「迅速、的確な処置で、家族は一命を取りとめ、さすがプロと感じた」、「親切で好感度あり、安心感が持てた」、「適切な判断と対応をしてもらった」、「患者家族の気持ちになって対応してもらった」

反対に、悪かった理由、「軽傷で仕方がないが、怒ったような口調でいろいろ聞かれた」、「きつい口調でいろいろ聞かれて、ショックを受けた」、「たらい回しされて、６０分以上救急車に乗っていた」ほかにも救急車の有料化についてのアンケートもありましたけども、これは今回はお話はしないということで。

「救急救命士という資格について御存じですか」という問いに、「知っている」５４９人、「知らない」６３人、未記入３人、「現在の救急救命士は医師の指示のもとで心肺停止患者に対して気管挿管や点滴、薬剤投与、アドレナリンを実施している

が、このことについて御存じですか」という問いに「知っている」４１５人、「知らない」１９７人、未記入３人。

その次に、普通救命講習に心肺蘇生とかの方ですけども、そういったことに受講したことがありますかという問いに、「ある」３４６人、「ない」２６１人、未記入８人。「ない」とお答えになった方は、「受講したい」１８７人、「したくない」４４人、「どちらとも言えない」２７人、未記入３人。

「あなたはＡＥＤを知っているか」という問いに、「知っている」４９１人、「知らない」１０５人、未記入１９人。「知っている」と答えた方に、「ＡＥＤを適切に使用できますか」という問いに、「できる」７４人、「できない」２６４人、「どちらとも言えない」１４９人、未記入が４人という結果が出ております。

「あなたが救急業務に望むものがあれば御記入ください」という問いに対して、救急車が到着するまでの時間に地域格差がないようにしてもらいたい。救急車を呼んで病院が決まらず、死亡してしまう社会を是正してもらいたい。救急の現状をもっと広報して利用者のモラルの向上を行ってもらいたい。受け入れ側の病院の改善をしてほしい。政府や厚生労働省が病院、消防にもっと補助金を出して国民を守るべきだ。救急講習会等をもっとふやして、受講がしやすい環境をつくってほしい。もう少し早く来てほしい。救急車の到着が非常に遅い。希望の病院に運んでほしい。医師が同乗してほしい。こういったアンケートが出ております。

先ほど言いましたトリアージに関しましては、広島では高齢者、また小さな子供さんを対象に、病院の先生がいろんな会館等に出向いて、今は核家族化されておりますので、おじいちゃん、おばあちゃんに聞くとか、隣近所にそういった病状、不安を訴えるとか聞くということが少ない、そういったことで出前講座をしてる、そういった広島市の現状でもあります。そういった中で、トリアージに対してもう少しこういった救急救命の日等、週間もありますので、ぜひ講習会等を開いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　勤君）　消防次長。

○消防次長（中川和幸君）　ただいまの御質問なんですが、トリアージということの普及といいますかという意味ですが、まず、住民の方に救急車を利用していただくに当たって、いわゆる適正な緊急度のある利用という呼びかけは、今現在は広報紙であるとか、あるいは救急講習、あるいは防火講習とか、そういった場面、場面を捉えてＰ

Ｒ等しております。ただ、数字的には、先ほど消防長が答弁したような数字になっておって、現状は軽傷者の利用というのが、むしろ増加しておるというようなところでございます。

ただ、これも消防長の答弁にありましたとおり、受信時にトリアージするというのは、やはりいろいろ技術といいますか知識というか、そういったものがどうして必要になってきます。あえてこれを受信時にトリアージするということは、トリアージも２種類ありまして、オーバートリアージ、アンダートリアージというのがございます。オーバートリアージというのが早い話が大げさにトリアージすると、だから大したあれじゃないんだけど、重いという判断をすると、だから救急車を出すということになって、これは出ていくわけだから大丈夫なんですが、問題はアンダートリアージですね、ひどい状況なのに、それを軽く見積もってしまうということがあってはいけないと思います。これはやっぱりその後の法的な問題とかといったことにも発展しかねませんので、アンダートリアージは極力防がなくちゃあいけないという意味合いから、軽傷者であっても、まずは出ていって、救急隊は今度は現場でそれをトリアージするというような方式をやっておるわけでございますが、やはりこういった現場でする救急隊の力量、これもつけていかなくちゃあいけませんし、極力やはり通信の段階ででもそういったことができるような職員を育てていかなくちゃあならないというふうに考えておりますので、このトリアージの件につきましては、住民周知の問題、そして消防職員の質の向上の問題というふうに捉えて、今後ともしっかり勉強していきたいというふうに思っております。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　最後の小型化の救急車でございますけども、先ほど申しましたように、２０１１年の４月に総務省消防庁が軽の救急車に対する規格基準を改定いたしました。２０１１年の１０月以降、皆様も御存じのように、東北で大震災が起こりました。その後に宮城、岩手、福島でこの３県で１１台という大きな運用も始めてますけども、こういった災害がかなり今頻繁に起こっております。こういったときに、先ほども答弁ありましたように、府中町もコンパクトで大変住みよい町ではありますが、まだまだ狭い道路も多いかと思いますので、そういったことも起きてからではなくって、そういったことも踏まえて、救急隊員の人数、またそういった班のこともあ

ろうかと思いますけども、その辺も考えていただきたいと思います。

最後に、要望ですけども、今や日本は災害大国と言っても過言でないほど、阪神・淡路大震災から始まって、２年半前の東日本大震災や、各地では記録的豪雨によって大きな被害が出ております。府中町においてもいつ何どきこういった地震や豪雨災害が発生しないとも限らない状況にあります。一刻も負傷者や緊急搬送や、災害における人命救助が極めて適切で、また迅速に１分、１秒のおくれが命を奪うということもありますので、こういった迅速化を強く要望して、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　以上で第５項、救急患者搬送を迅速化するための取り組みについて、４番益田議員の質問を終わります。

皆さんにちょっとお諮りしますけど、次の第６項は、林議員の質問ですが、２項目にわたっとるんですね。２項目あるんです。ちょっと時間がかかるかわかりませんが、このまま続けてやりますか。

（「やります」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　じゃあやりましょう。ということでございますので、林議員、続いてやりますので。

続いて、総務文教関係、第６項、土曜授業についてと、次の７項の学校給食については、連続して林議員の質問でございますので、続けて質問をお願いしたいと思いますが、林議員、よろしいでしょうか。

○１８番（林　　淳君）　はい、結構です。

○議長（中村　勤君）　それでは、そのように進めてまいります。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　まず、土曜授業について質問いたします。

土曜授業の制度化について、文科省の検討チームが６月２８日、中間まとめを公表したところです。

その内容は、１．全国一律の制度化は今後検討する。２．当面、設置者判断だが、土曜授業がしやすいよう規制改正する方向であることの留意点ということで示されました。

一方、文科省のほうも、来年度の概算要求に２０億円新たな予算なんですけど、を盛り込んでいます。そして、７月には下村文科相は大分県の豊後高田市を視察しまし

た。高田市は「学びの２１世紀塾」と名づけた授業以外の学習活動を、実は平成１４年、ですから１０年になりますね、１０年を越えましたね、ちょっとね、発展させて、本年度は１，４００万円の予算で外部講師により、小学生に算数と国語、中学生には数学、国語、英語を土曜日に指導してます。全国的に見ると、土曜授業の実施は、まだ数％と見られます。あるデータによると、小学校が大体７％ぐらい、中学校が８％後半といったようなデータも出てます。

教育長に、土曜授業の府中町の実態と見解をお伺いいたします。土曜授業についての府中町の実態と御見解を伺います。

私は土曜授業の実施は６日制への逆戻り、６日制への布石ではないかというふうに見てます。教育内容からすると、実は詰め込み教育に随分大きな批判があって、そして文科省は今度はゆとり教育というふうに基本姿勢を変えましたが、再び詰め込み教育の復活になるのではないかと思います。

その背景に大きく言えば２つあるのではないかと思ってるんですけど、一つは、国際教育テストの結果が総体的に低下してきました。２つありますよね。ＴＩＭＳＳというのとＰＩＳＡというんですか。２つとも若干下がりぎみではあります。しかし、それは新たな小さな国などで非常に教育に力を入れとるような国などが上位に進出してきたというようなことがありまして、日本の子供たちの学力が落ちてるわけではないというのが専門家の指摘しているところなんですけど。

もう一つの背景は、道徳を教科にするとか、英語教育を現在５年、６年ですね、小学校の教えてるの、それを３年、４年から実施しよう、あるいは、いや、もうもっと進めて、一挙に１年生からやったらどうかといったようなそういう動きがある。さらに、理数科が日本の子供たちは若干おくれぎみじゃあないかということで、ここの授業数もふやそうということなどがあると思います。

要するに、この２つ目の問題は、授業時間数が少ないと、もっともっと子供たちのこま数といいますけども、これをふやそうということだというふうに思います。これからすぐ見てとれるのは、児童・生徒及び教職員の精神的、肉体的な負担です。教育の専門誌が全国の教育長アンケートを実施した結果によりますと、土曜授業の全国制度化に反対する割合は４割という数字が出ていました。

そこで、教育長に伺います。土曜授業を実施するに際し、クリアすべき課題は何だというふうにお考えでしょうか。府中町教育委員会として、土曜日について検討され

たかどうかお聞きします。また、いじめ、体罰、不登校、あるいはこの府中町議会でも質問しましたが、朝鮮学校の補助金の問題、あるいは大きくは教育委員会制度そのものをなくしてはどうかといったような意見も出始めています。こんなに多くの問題があって、教育委員会としてこういった問題にどのように対処されているのか。特に聞きたいのは、教育委員会でこういった問題を検討されているのかどうなのか。そのことをお伺いします。

もう一点は、そういった教育委員会が大きな課題に対して検討された結果をどのような形で公表されたり、あるいはそれを伝えたりする方法をとってらっしゃるのかという、以上が土曜授業についての質問です。

続いて、学校給食についてお尋ねします。

ことし児童が給食によるアレルギーショックで死亡するという痛ましい事故がありました。私の府中町の知り合いのお母さんの子供、小学生なんですけども、アレルギーがあります。お母さんは府中町の学校給食はアレルギーに十分対処しているということは御存じでしたけれども、それでも毎朝弁当を子供に持たせています。万が一のことを考える優しい親心だと思います。私がこのアレルギーの死亡事故で考えたのは、アレルギーに限らず、学校給食の安全性についてです。学校給食の安全はどのように守られているんだろうか。

そこで質問です。主食である米、あるいは麦、特にパン食などが学校給食では結構使われていますので、そのうちの日本の米の生産は、国の農業の農薬が随分きちんと制約してますので、まず安全ですが、小麦でつくるパンあるいはうどんなどは、ほとんどが輸入ですね。実は千葉県の学校給食は、２０１１年、２年前ですが、国産小麦１００％のパンにしています。１１年前の２００１年、学校給食に出していたパンを食品分析センターで分析したところ、毒性の強いマラチオンなどの殺虫剤成分が複数検出されたということがありました。これを一つの契機に千葉県ではお母さんたちを中心に粘り強い運動が始まり、最初は小麦粉３０％、日本の国産の小麦粉を入れたんですね。そうすると、何とそういった農薬などが３０％減りました、含有量が。今度５０％にしたんです。今度はやっぱり農薬など、これがやっぱり５０％減りました。要するに、日本の小麦はすごく安全だ、しかし、それまで使っていたカナダからの輸入小麦なんですけども、それはやっぱり非常に農薬がたくさんつかってるんですね。

そこで伺いますけれども、第一は、府中町の学校給食に使う食材の安全確保はどの

ようにされていますか。

２つ目は、学校給食の安全基準そのものはあるのかどうなのかという点。

３つ目は、食材について府中町では分析をされたことはあるのかどうなのか、あるいは定期的にやられているのであれば、そのことについてお伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　教育長、答弁。

○教育長（高杉良知君）　１８番林議員から、土曜授業について、また学校給食についてという２つの御質問をいただきました。

第１点目の土曜授業についての府中町の実態と見解については、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。また、学校給食につきましては、教育部長のほうから御答弁をさせていただきたいというふうに存じます。

それでは、第１点目、土曜授業についての府中町の実態と見解について答弁をさせていただきます。

府中町の土曜授業の実態といたしましては、各学校において、運動会また体育祭等の学校行事でございますとか、保護者や地域住民への地域公開などが主に行われております。土曜日は休業日であるために、休業日を他の日に振りかえて対応しているという状況でございます。

土曜日を休業日とする学校週５日制でございますが、これは子供たちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、生活体験や自然体験、社会体験、文化、スポーツ活動など、豊かな体験や活動の機会を子供たちに提供し、みずから学び、みずから考える力や、豊かな人間性などのいわゆる生きる力を育むことを目的に、平成１４年４月から完全に実施されたものでございます。子供の教育を全て学校に任せるのではなく、学校、家庭、地域の３者が連携をし、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという、こうした理念は普遍的であり、学校週５日制の導入はその施策として重要であるというふうに認識をいたしております。

府中町の子供たちの休日の過ごし方でございますが、部活動でありますとか、ボランティア団体、ＮＰＯ等の各社団体が提供しているスポーツ活動や体験活動、また地域行事等への参加、さらには習い事や、行政で提供しております放課後子供教室で過ごす子、公民館等の各種講座へ参加をする子、図書館等での読み聞かせに参加をする子、そういったさまざまでございます。また、家族との時間を大切にして過ごしてい

る子、こういった子供たちもたくさんいるわけでございます。しかしながら、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在しているのではないかなというふうに感じているところでございます。

このような課題があることも認識をしながら、学校週５日制の趣旨を十分踏まえ、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供するさまざまな方策の一つとして、学校における土曜授業について検討していく必要が今後出てくるのではないかなというふうに感じているところでございます。

第２点目でございますが、実施に際して解決すべき課題についてでございます。

１つ目の課題として、法制度上の課題がございます。現行の学校教育法施行規則においては、土曜日を原則休業日とした上で、特別の必要がある場合に授業を行うことができるというふうになっておりますので、土曜日に授業を行う制度へのまず変更を行っていくという必要がございます。また、特別な必要がある場合というふうに書いてあるわけですけども、この基準が明確でないために、そういったことについての検討も今後必要になってくるだろうというふうに感じております。

また、土曜日に授業を行った場合の勤務体制について、広島県では直近の平日に振りかえの休みをとるということが原則となっております。例えば、夏休みなどの長期休業中に休みをとることができる東京都等の条例との違いがございます。ですから、広島県の職員の勤務時間等の条例改正が必要となってくるということであります。そういった全体の動きの中で考えていく必要があるだろうというふうに思います。

２つ目の課題として、現在、各学校において創意工夫しながら特色ある教育を、現学習指導要領に基づいて展開をされております。既に平成２０年に改定されたこのような学習指導要領では、授業時数や教育内容の充実などの改善が既に行われております。こうしたことも踏まえながら、さらに土曜日に授業を行わなければならない必要性は一体どういったものがあるのか、こういったようなことについても、学校等と連携を図りながら検討をしていく必要があるというふうに思っております。

３つ目の課題として、学校週５日制を前提に定着してきたさまざまな取り組みや、また子供たちの土曜日の過ごし方についての実態を明らかにして検討をしていく、こういったようなことが課題として出てくるのではないかなというふうに感じているところでございます。

それから、第３点目でございますが、府中町教育委員会でこうしたさまざまな教育

問題について検討しているのかということ、またいじめ等の問題も検討したのか、またこれらの方針を公表しているかということについて御質問がございました。

教育委員会議は月１回定期的に開催をし、必要に応じて臨時の会議を開催をしております。土曜授業について、議員御指摘のとおり、文部科学省で現在、中間取りまとめがされておりますので、こうした国の動きについて情報提供するということともに、秋以降に検討結果が出される予定ですので、それを踏まえて、教育委員会議で子供たちの実態等、こういったことも含めて協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、いじめ等の問題に対する検討についてですけれども、児童・生徒の諸問題、問題行動でありますとか、不登校、またいじめ、こういったようなことについてでございますが、これは毎年、年度初めに前年度の情報を提供し、さまざまな御意見をいただいております。いじめ、虐待、また社会問題として体罰というようなことも上がってまいりましたけれども、こうした重要な案件があれば、その都度協議会において報告をして協議を行っております。

教育委員会制度についても御指摘がございましたけれども、これも本年度国からの新たな情報をもらった段階で、本年度、現在３度ぐらい情報提供しております。

公表につきましては、今年度から教育委員会会議日程と、会議開催後の議案項目の内容について、町のホームページによって公開をいたしております。協議会についての協議の議論内容、発言内容の公表につきましては、今後教育委員会議においてどうしていくのかということについて議論をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　教育部長。

○教育部長（林　健三君）　１８番林議員からの２項目めの学校給食について、御答弁させていただきたいと思います。

第１点目の府中町の学校給食に使う食材の安全確保はどのようになっているのかについてです。食材の安全確保につきましては、厚生労働省において食品中の放射性物質対策、食中毒対策、ＢＳＥ対策、輸入食品の安全対策、食品に残留する農薬等の規制、食品中の汚染物質対策、食品添加物の安全確保等が行われており、基準の設定、販売の禁止など、安全が確保されているところでございます。

当町の学校給食関係では、食材の主な仕入れ先であります公益財団法人広島県学校

給食会、東広島市にございますが、広島県学校給食会で、米については年に１回の残留農薬検査、一般物資については、１００品目の細菌検査等が昨年度実施され、今年度におきましては２００品目の検査が実施される予定となっております。さらに、米につきましては、全国農業協同組合連合会におきましても毎年１回、残留農薬検査が実施されております。

教育委員会としましては、こうした食材が適正に取り扱われているか、年２回抜き取りの細菌検査を実施して、食品の衛生管理について確認を行っております。その結果としましては、平成２３年以降、調理済みの食品から検出された細菌は、食品衛生検査指針の基準以内であり、そういった意味で安全ということを確認をさせていただいております。

次に、２点目の学校給食の安全基準はありますかについてでございますが、学校給食の安全基準につきましては、学校給食法第９条第１項の規定に基づきまして、学校給食衛生管理基準が定められております。この基準と申しますのは、学校給食施設及び設備の整備及び管理にかかわる衛生管理基準、調理の過程における衛生管理にかかわる衛生管理基準、それと衛生管理体制にかかわる衛生管理基準などから構成された基準でございます。その中で食品の選定であるとか検収、保管方法等が定められております。教育委員会では、その学校給食衛生管理基準をもとに府中町学校給食衛生管理マニュアルを作成し、それを運用いたしております。

第３点目の食材についての分析がなされているかについてでございますが、先ほど１点目の回答で厚生労働省におきまして、各種いろんな取り組みを御紹介させていただきましたけども、その厚生労働省の取り決めの中で食品の調査、分析が行われております。

町としましては、昨年でございますけども、放射能につきまして、広島県教委の委託を受けて、学校給食のモニタリングを町内、小・中学校３校で実施したところでございます。その結果につきましては、公表等も行っておりますけども、放射性物質であります放射性ヨウ素１３１、放射性セシウム１３４、放射性セシウム１３７は検出されませんでした。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　まず、土曜授業のほうのことについて、これは要望ということになると思うんですけども、私は以前に広島県教委が一体どんなふうな協議会を開いてるか、県教育委員会として、５人の方がいらっしゃいますが、３年間にわたって調べたことがあるんですよね。そうしますと、やっぱり月１回です。それ以外に、年に二、三回ぐらいありました。平均的な時間は１時間３０分ぐらいなんですよ。あの当時たしか、変な話だけど、教育委員の報酬が２４万５，０００円だったと思います。時間ですると十何万円になるんですよ、１時間。物すごく多くの課題を抱えてる県の教育委員会が、それだけの時間でその課題についての分析とか、いろんなデータあるでしょうから、正しい方針を、しかも討議して出せるのかという意味で、すごく僕は不信感を持ったんです。それで、先ほどそういう質問をしたんですけども、府中町の場合は月１回だということだけれども、今ではホームページなどにその検討結果等を出されるということなので、今度ちょっと読ませてもらいますけれども、やはりと県教委と同じように、同様の大きな課題をたくさん抱えてますので、十分に時間をとって、町民に今の府中町の教育というのはこういう方針でもって当たってるんだというような理解をしてもらうような努力を、より一層努めていただきたいというふうに思います。

以上、土曜については要望です。

それから、食品のほうも一応学校給食法の９条など、いろいろ安全性についての基準等があるということで、府中町もそれなりに学校給食センターなどから食材を入れたりして安全性の確保に努力されてるというふうにお聞きしましたが、千葉県の場合だって、さっき千葉県の話をしましたのは、２００１年から２０１１年までの運動の中で、もう国産の小麦は全然使わないパンを食べてたんですね、子供が。それを検査したら、これは余りにもひどいっていうんで、たんだんだんだん国産の小麦をふやしていって、やっと２年前に１００％国産の小麦を食べられるようになったと、小麦でつくったパンを食べられるようになったということなんですね。それから見ると、随分千葉は広島県に比べるとおくれてるのかなとか思ったり、あるいは僕が十分に広島県の状態を理解してないのかと思ったりするんだけれども、やっぱり私ももう一度どのようなところがあるかっていうので調べたいと思うんですけども、府中町の教育委員会のほうでも、安全性の問題についてきちんとやってもらいたい。

具体的な例として、確かに福島原発事故で米などについての放射能についての検査

はされたということなんだけど、例えば恐らく千葉県と広島県、府中町もそんなに変わらないと思うんですね。そうしますと、やっぱり小麦なども今度ＴＰＰなどが結ばれると、もうほとんど、農水省は１％は残るというんだけど、９９％は小麦など外国産だというんですね。牛乳など子供たちもよく食してるし、皆さんも僕もそうですけども、牛乳は飲みますけど、地元の牛乳ですけど、１００％なくなりますよ。どうするんだろうなと思うんだけども。

特に、僕は先のことだけれども、学校の給食の関係者としては、ＴＰＰの問題というのは放置できないと思うんです。どうしてかっていいますと、そら大人もそうだけど、特に子供たちには影響が大きいということもあるんですけど、例えば日本の耕地面積のアメリカは１０４倍なんですね。オーストラリアは１，５９１倍だそうですから、一つの農家が持ってる耕地面積が、約１，６００倍でしょう。そういうところは種をまくにしても、ヘリコプターとか飛行機を使ったりしてます。農薬も飛行機でまきます。そこでとれた作物は船で運んできますから、当然農薬もたくさん使ってるし、防腐剤もたくさん使ってくるわけですから。だから、そういう意味で、特にお願いしたいのは、冷凍食品ですとか、米だとか麦、こういう部分については、私は府中町として独自に一年に１回とか２回とか定期的に検査をしていただきたい。さっき言いましたように、千葉県の例を具体的に申しましたけども、府中町が果たしてそこまで詳しい、これ食品分析センターに持ち込んで検査していただいたようですけど、千葉県の場合はね、ぜひとも年に何度か決めて、特にお米、パン、うどん、それから冷凍食品を使ってるかどうかわからない、昔は使ってませんでしたから、府中町は冷凍食品を使わないとかみたいな時期もありましたけども、その辺の検査をやってるかどうか。それから、今後やるかどうかについて御答弁をいただきたいという質問です。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（林　健三君）　２項目の、具体的に食材について、町独自でそういった検査をする気持ちはあるかという御質問だと思いますけども、具体的にパンとか、うどんとか、冷凍食品とかいうようなことでございますけども、現在どちらにしても、各製造業者等におきまして、それなりの、それなりと言っちゃああれですけども、そういった検査等が行われていると思います。そういった中で、どのような検査がされて

るかということについて、まず、そこら辺のあたりから少し教育委員会としても少し取り組んでいければというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　余りしつこくやりたくないんだけど、今、確かに学校給食センターなどを中心として食材の購入などはされてて、しかもそういうところですから、きちんと９条に基づいた検査をしてるのではないかというふうに思われてるんだと思うんだけども、やってなければ、やるという検査を府中町独自でもやるということを検討してもらうということの約束はできるかどうかということが最後の質問です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

教育部長。

○教育部長（林　健三君）　先ほど申しましたように、各食品関係業者のほうで生産されておりますので、それと、流通関係におきましてのそういう検査関係、そういう仕組みとかいうようなことも勉強もさせていただきながら、もし、そういった形の中でどうしても国の基準であるとか、国の法令等でされてないような検査がありましたら、どのようなものなのかというようなことも、ちょっと現時点でどのようなもんがあるかいうのがわかりませんので、そういったことのケースが発見、発生すれば、それはそれなりに対応していかなければならないかというふうには思っておりますが、購入先のほうのそういう学校安全給食会のほうにそういった申し入れをするであるとか、そういった手段もあろうかと思いますので、そこら辺につきましては、ちょっと調査研究、勉強のほうもさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　以上で、第６項の土曜授業についてと、７項の学校給食について、１８番林議員の質問を終わります。

以上で総務文教関係の質問全部を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、９月１８日午前９時３０分から会議を開くことにい

たしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、９月１８日午前９時３０分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。

（延会　午後　０時０６分）